

平成 30 年 5 月 25 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者総合支援法及び児童福祉法関係制度に係る質疑について（通知）

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

障害者総合支援法及び児童福祉法関係制度に係る県への質疑方法につきましては、県に対してお問い合わせが非常に多く寄せられていることから、これまでも質問票を提出していただくようお願いしておりますが、あらためて下記のとおりお知らせしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

1. 質疑方法

- ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法関係制度に係る質問をお寄せいただく場合は、電話や来庁による質問はお控えいただき、岐阜県ホームページ（※）に掲載してある「質問票」に記入のうえ、メール、FAX又は郵送により提出してください。

（※）障害者総合支援法

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_4812.html

児童福祉法

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/zidou.html>

2. 留意事項

- ・ 質問票の提出にあたっては、指定基準、解釈通知、報酬告示、留意事項通知、Q&A、その他各種通知文書や集団指導の資料等を**必ず事前に県や厚生労働省のホームページ等で確認**していただいたうえで、**なお質問を要する内容のみ**としてください。
- ・ 各サービスの人員配置基準や加算の届出にあたってのルールなど**事業所等を運営するうえでの基本的な事項**については、**事業所等自身で必ず確認**していただきますようお願いいたします。
- ・ 質問内容は、詳細かつ分かりやすく記載し、必要な項目はすべて記入してください。（質

問内容が不明瞭な場合は、回答できないことがあります) なお、「質問内容」欄の項目、要旨だけでなく、質問にあたって参照した「参考資料・根拠法令等」についても記入してください。

- ・質問内容によっては、厚生労働省に確認を要するなどの理由により、回答に時間がかかることがあります。
- ・特定相談支援事業所に関する内容など所管が当課と異なる質問につきましては、各所管窓口へ直接お問い合わせください。

3. 提出先

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係あて

住所 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

F A X 058-278-2643

メールアドレス c11226@pref.gifu.lg.jp

4. その他

上記の質問によらない新規事業所開設、定員増など来庁による当課との面談が必要となる案件につきましては、事前に担当者あてメールや電話によりアポイントをとっていただいたうえで来庁をお願いいたします。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	高木
電話	058-272-1111 内 2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		